

## 長者地すべり対策方針検討委員会設置趣意書

長者地すべりは、一級河川仁淀川一支長者川右岸、吾川郡仁淀川町（旧高岡郡仁淀村）長者地区に位置する地すべりである。

長者地すべりの被害については古文書に残る延暦 11 年（西暦 792 年）の大崩壊から始まり、明治 19 年には台風による豪雨で大洪水となり、堤防が破壊されたことによって大規模な地すべりが発生し、地すべりブロック内に住んでいた部落の全員（約 200 名）が家を取り壊し移転することとなった。また長者地すべりについては昭和 51 年には豪雨により 68～167cm/年の変動量が観測された。

長者地すべりでは、昭和 26 年度から高知県中央西土木事務所越知事務所により調査が実施され、昭和 28 年度からは高知県により排水ボーリングが実施され以降も高知県により地すべり対策事業が進められてきた。対策工については、地すべりの規模が大きく、その動きも活発であることから、横ボーリング工、集水井工、排水トンネル工などの地下水排除工を主体とした対策が実施されており、その結果、変動量は年々減少し、効果を発揮してきている。

平成 19 年度以降は委員会で検討された対策工を中心に対策工を施工し、平成 11 年度に平均 5cm/年程度であった変動量は平成 27 年度には平均 2cm～4cm/年程度まで抑制されてきた。

一方で、令和 3 年度の観測においても、平均 2cm/年程度の地すべりの動きが確認されており、地すべり対策計画において施工予定の施設はおおむね整備が完了しつつある。こうした状況を踏まえ長者地すべりの現状評価を行ったうえで、今後必要となる地すべり対策工事及び監視・観測体制について検討を行うものとし、高知県と地すべりの調査・研究における有識者とで構成される「長者地すべり対策方針検討委員会」を設立する。